**平成２９年（フ）第６７６号**
東京都調布市飛田給１丁目22―１―102
債務者　中川原有紀
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第６７８号**
東京都豊島区池袋本町３丁目26―14―503
債務者　宮崎　正男
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第６７９号**
東京都町田市本町田867―１　公社住宅イ110
債務者　東　　洋伸
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第６８０号**
東京都町田市本町田867―１　公社住宅イ110
債務者　東　　顕子（旧姓戸部）
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第６９０号**
埼玉県川口市本町４丁目14―２　ドゥーエ川口103号室、住民票上の住所東京都練馬区関町北４丁目21―19―206
債務者　伊藤　丈朗
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第６９２号**
東京都墨田区向島５丁目18―５―204
債務者　伊藤　繁男
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第６９６号**
東京都江戸川区南小岩４丁目10―19―101
債務者　川松　正美
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第７００号**
東京都中野区本町６丁目34―18―202
債務者　蔭山　香織
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第７１１号**
東京都板橋区大山東町32―16―1206　エスティメゾン板橋Ｃ６
債務者　濱元　麻衣
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第７１２号**
東京都北区赤羽北３丁目16　N55―303
債務者　岩井　清司
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第２０８号**
沖縄県うるま市安慶名１丁目８番21号　安慶名団地Ｃ―407
債務者　大嶺　弘美（旧姓兼城）
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２８年（フ）第２０９号**
沖縄県うるま市安慶名１丁目８番21号　安慶名団地Ｃ―407
債務者　比嘉奈津樹
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２９年（フ）第１８０号**
横浜市泉区和泉町5239―１　ラ・フレーズ102、住民票上の住所千葉県流山市西初石４丁目112番地の２　コーポ西初石105
債務者　稲葉　みか
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第１２４０号**
東京都青梅市藤橋２丁目560番地の３エントピアかすみ101
債務者　澤田　　稔
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第１２４１号**
東京都青梅市藤橋２丁目560番地の３エントピアかすみ101
債務者　澤田　安子
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部